

平成28年度

「南島原市農地等の最適化の推進」
に関する意見書

平成29年3月1日

南島原市農業委員会

意見書

我々農業者を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。本市においても、農業従事者の減少・高齢化、後継者・担い手不足、耕作放棄地の増加などの要因により、農業従事者の多くが生産意欲を欠き、農業経営への不安を抱える深刻な状況であり、農業従事者の減少は更なる耕作放棄地拡大の危険性を併せ持つ状況です。

また、国は農業を成長産業へと転換させることを目的に農業委員会等の見直し、農地を所有できる法人の見直し、農業協同組合の見直しによる農業改革を進めており、担い手への農地の利用集積、集約化、経営規模の拡大や経営の効率化を図り、生産性の高い担い手を育成する施策を推進しています。

しかしながら、本市の農業の現状は、若年労働者の減少、担い手の高齢化等担い手不足は深刻なものになりつつあります。農業者が農地から離れていくようなことが進めば農業は一層衰弱し、近い将来が危ぶまれる状況にあります。

このような状況下において、市内の農業者が安心して営農が継続でき、担い手が将来において希望の持てる魅力ある農業、持続可能な農業を日指すことができるよう、農業者の代表機関である農業委員会として、その責任と役割を十分認識し、市と連携し農業の持続的発展、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務を、より効率的かつ効果的に実施するための取り組みが必要であると考えます。

また、平成28年4月に改正農業委員会法が施行され、南島原市においては、平成30年8月から新体制に移行することから、次年度、条例制定や募集等の準備を進めなければなりません。

つきましては、平成29年度の各種農業施策推進にあたり、より一層効果的な対策を講じていただきたく、併せて事業の実施について特段のご配慮を賜りたく、農業委員会等に関する法律第38条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年3月1日

南島原市長 松本政博 様

南島原市農業委員会
会長 中川繁憲

1. 農業基盤整備（区画整備、農道等の改良）の推進について

農業の生産性を向上させるためには、経営基盤である農地の面的整備が必要不可欠であり、効率的かつ安定的な農業を確立するための基礎的条件となるものです。しかし、ほ場区画の不整形、農道（耕作道）の未整備の地域が多く、荒廃農地発生の大きな要因にもなっています。市におかれましては、農業の振興のため、農地の基盤整備をひとつの柱と位置づけられ、現在、実施中の諏訪地区、空池原地区並びに、見岳地区、また事業採択に向けて推進中の馬場地区、津波見地区の事業実現について、地元と一体となって推進に取り組んでおられるところですが、本市の基盤整備率は20%台でいまだ低い水準にあります。

特に、基盤整備が進んでいない地域は、中山間地域等地理的条件が整わない地域です。今後、耕作放棄地を増やさないためにも小規模地域でも取り組めるような、地域の条件にあった新たな事業の創設を強く国へ働きかけていただきますようお願いいたします。

また、地域の農業者からは国や県の土地改良整備補助事業の対象とならない小規模事業に対するきめ細かい整備、助成を望む声が根強いことから、市単独補助に係る土地改良事業に対する十分な予算措置を講じていただきたい。

2. 耕作放棄地解消対策について

耕作放棄地の発生は、高齢化等による労働力の不足、土地の条件が悪く生産性が低い、農地の受け手がないなど様々な要因があり、南島原市においても年々増加しており、平成28年4月で耕地台帳面積6,760㌥のうち耕作放棄地は625㌥（9.2%）です。その内、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に関しては、所有者本人・関係部署と調整を図りながら「非農地」の判断をし、所有者に対し「非農地通知」を送付し、農地台帳の整理手続きを進めております。

市においては、南島原市農業再生協議会、農地利用集積円滑化団体、農業委員会の連携強化を図り、認定農業者や集落営農組織、農業法人等への農地集積、利用調整の具体的な取組について主導的な役割を果たしていただきたい。

また、担い手が見つからず、維持管理すら困難となっている遊休農地も多く、放置され周辺に悪影響を及ぼす荒廃農地の発生も増加傾向にあります。

そこで、草刈等の農道管理、農地保全のために、農業法人やシルバー人材センター等が一定の作業受託に要する所要経費、草刈用農機具（ハンマーモア等）の購入及び農機具貸出事業などの創設を検討されたい。また、耕作放棄地を市民農園などに活用できないか検討をされたい。

併せて、農地中間管理機構をフルに活用して、農地の集積・集約化、農業経営

の規模拡大、新規参入等による農用地等の効率的利用を促進し、耕作放棄地の解消と生産性の向上を図っていただきたい。

3. 有害鳥獣対策について

南島原市全域において、イノシシ等による野生鳥獣による被害は深刻化していますが、対策強化により、被害面積は平成26年度のピークから次第に減少しつつあります。

有害鳥獣による農作物への被害は、単なる農業収入の減少にとどまらず、農業者の生産意欲の低下を招き、これが有害鳥獣の生息域となる耕作放棄地の拡大につながり、更なる被害の増加を引き起こします。現状では防護柵の設置による被害防除が基本となっていますが、「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用した、駆除体制の更なる強化、地域ぐるみで行う被害防止活動や侵入防止柵の設置、新技術の実証等を行い、被害縮小に向けた取り組みを講じていただきたい。

また、狩猟者の人材確保・育成の面から狩猟免許取得者への支援の拡充、実効性の高い駆除班員の確保・育成対策の実施、さらに駆除班と行政の連携強化、特に情報共有の迅速化を図り、駆除・捕獲時期を失することのないよう駆除班体制の整備に努めていただきたい。

4. 新たな農業委員会組織への移行について

平成28年4月に施行された改正農業委員会法では、農業委員の選出方法については、公選制を廃止し、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化及び農業委員会の所掌事務を適正に行なう者を、地域から推薦・公募等一定の手続きを経て、市長が議会の同意を得て任命しなければならないとなっています。

さらに任命にあたっては認定農業者が過半数を占めるようにするとともに、女性や青年農業者を積極的に登用するように配慮しなければならないとなっています。

また、各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進する「農地利用最適化推進委員」が新設され、推進委員は地域から推薦・公募等一定の手続きを経て、農業委員会が委嘱することになります。

新たに必須業務となった農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規就農の促進などの農地等の利用の最適化に関する業務を推進していくためには、推進委員及び職員体制の強化も重要になります。本市において、各地区を網羅できるよう、市財政事情にも考慮し、推進委員の定数を決定したいと考えておりますので、ご配慮いただきたいと存じます。

今後、農業委員の選任は市長に委ねられことを充分にご留意のうえ、地域の代表性・公平性を確保し、農業委員会の業務に支障がでないように、定数の上限の19名と定めていただき、慎重に選任していただきますようお願いいたします。

5. その他

(1) 地産地消の推進・食育対策

食や農への理解を深めるためには、幼少期からの家庭や学校における食育が極めて重要であり、郷土愛を育む観点からも、学校給食における地元産農産物の使用拡大や、地域の伝統料理の調理実習等推進をお願いいたします。

(2) 農産加工に対する積極的な支援

6次産業化の推進にあたっては、農業者が主体となって多様な業種と連携して行く取り組みや、地域活性化に重要な役割を果たしている女性の能力が積極的に発揮されることが必要不可欠と考えます。農業分野への女性の進出がより図られますよう支援体制の更なる強化をお願いいたします。

(3) 収益性の高い農業経営の実現

農業者が、意欲を持って農業を行っていくためには、安定した所得の確保が必須であることから、省力化、コスト低減技術などの栽培方法等の実証や新規作型確立に向けた研究を進めるとともに、消費者・実需者の求める農畜産物の生産振興を推進する上で、すべての農業団体・関係者が一丸となった南島原市統一ブランドの創設などイメージ戦略に取り組みを強力に推進していただきたい。